

【ごみに関するお知らせ】生ごみの約8割は水分です。水切りで生ごみの重さを約10%減らすことができます。

令和7年4月から 上下水道の「隔月検針 / 隔月請求」が始まります

町上下水道事業では、令和7年4月から近年の物価高騰等に伴う経費削減の取組みとして、水道メーターの検針及び上下水道料金の請求を、これまでの「毎月検針 / 毎月請求」から「隔月検針 / 隔月請求」に変更します。

隔月検針では、町内の給水区域を「偶数月に検針する地区」と「奇数月に検針する地区」の2つに分けて、交互に検針します。

上下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくために必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●検針の地区分け

	検針地区	検針月
偶数地区	新4号国道の東側で、 かつ県道真岡一上三川線の北側のエリア	4・6・8・10・12・2月
奇数地区	上記以外のエリア	5・7・9・11・1・3月



空家でお困りですか？

除草、室内の掃除など管理が大変で…

家具や荷物は処分しないといけないの？

長期間空いているけどそのまま売れるの？

とちみらが

買取・仲介

いたします！

まずは無料相談！

【クープルホーム】のグループ会社
とちぎ未来開発(株) 宇都宮市東築瀬 1-5-10

【栃木本店】 ☎ 0282-24-5687

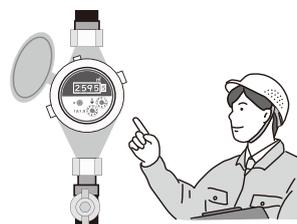
広告

● 隔月検針による請求イメージ

		令和7年									
		3月	※4月 移行調整期間	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
偶数 地区	検針	検針 (3月分)	検針 (4月分)		検針 (5、6月分)		検針 (7、8月分)		検針 (9、10月分)		検針 (11、12月分)
	請求	請求 (3月分)		請求 (4月分)	請求 (5、6月分)		請求 (7、8月分)		請求 (9、10月分)		請求 (11、12月分)
		令和7年									
		3月	※4月 移行調整期間	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
奇数 地区	検針	検針 (3月分)		検針 (4、5月分)		検針 (6、7月分)		検針 (8、9月分)		検針 (10、11月分)	
	請求	請求 (3月分)		請求 (4、5月分)		請求 (6、7月分)		請求 (8、9月分)		請求 (10、11月分)	

※ 移行調整期間

令和7年4月は偶数地区のみ検針しますが、1か月分の検針及び請求を行います。
 (奇数地区の検針及び請求はありません。)
 令和7年5月、奇数地区から隔月検針が始まります。



● 上下水道料金について

上下水道料金は、検針で得られた2か月分の水量を均等(当月分・先月分)に使用したものとみなして算定し、合算して請求します(算定する際に生じる水量の端数は、検針した月に加算します)。その他、計算方法等に変更はありません。

▶ 水道料金の計算方法は
こちら



▶ 下水道使用料の計算方法は
こちら



LINE Pay請求書支払いの取扱いを終了

LINE Pay株式会社においてLINE Payサービスが終了となるため、上下水道料金のLINE Pay請求書支払いの取扱いを終了させていただきます。

▶ 取扱い終了日=4月23日(水)

▶ 料金のお支払い方法は
こちら



料金のお支払いには、
 便利な口座振替をご利用ください。

▶ 問い合わせ先=上下水道課 上水道業務係 ☎0285(56)9168
 上下水道課 下水道業務係 ☎0285(56)9167

日産EVは時代の真ん中へ。

NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

広告

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】
 無料・出張相談にも応じます。

司法書士
 ゆい総合法律事務所

河内郡上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士

広告